

第49期

定時株主総会招集ご通知

開催日時 2022年6月22日（水曜日）
午前9時30分 受付開始
午前10時 開会

開催場所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 4階「錦」

決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件

目次

第49期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
(添付書類)	
事業報告	6
連結計算書類	21
計算書類	31
監査報告書	41

エブレン株式会社

証券コード 6599

証券コード 6599
2022年6月6日

株主各位

東京都八王子市石川町2970番地6
エブレン株式会社
代表取締役社長 上村 正人

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来場はできる限りお控えくださいますようお願い申し上げます。

その場合には書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月21日（火曜日）午後5時45分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日（水曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 東京都八王子市旭町14番1号
京王プラザホテル八王子 4階「錦」
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第49期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件

以 上

1. 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正すべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト (<https://ebrain.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付会場にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がありますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

1. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、経営体質の強化と今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭とします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 22円

総額 33,197,428円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月23日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

今後の経営環境を勘案して財務体質の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 310,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 310,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

(1)変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

(2)変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

(3)株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。

(4)上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等) <u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現行定款 (新設)	変更案
	<p>(附則)</p> <p>1. 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

【ご参考】

取締役・監査役のスキルマトリックス

当社は、持続的な成長に向けた実効性のある企業統治体制を確立するため、幅広い事業経験及び多岐にわたる高度な専門性、知識を有する取締役・監査役を選任しております。当社の取締役及び監査役の経験と専門性は次のとおりであります。

	独立役員	企業経営	製造・技術・研究開発	営業	財務・ファイナンス・M&A	IT・デジタル	人事・労務・人材開発	法務・リスクマネジメント	ESG・サステナビリティ	グローバル経験	主な資格等
代表取締役 上村正人		○	○	○	○	○	○	○		○	
取締役 清水旬		○	○	○					○		
取締役 上村和人		○				○	○	○			
取締役 田中猛		○			○		○	○			
取締役 仲山典邦		○	○	○					○	○	
取締役 伊沢雅夫	○	○	○						○	○	
常勤監査役 熊谷尚登			○		○		○	○		○	
監査役 鈴木秀孝	○				○					○	公認会計士
監査役 徳永博久	○				○		○	○	○	○	弁護士

以上

(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、国や地域によるワクチン接種のばらつきがあるものの、一時的に新型コロナウイルス感染症による落込みからの回復傾向が見られました。しかし、新たな変異株であるオミクロン株の感染拡大を受けて、経済活動の回復にも遅れが見られております。また、2月下旬以降のロシアのウクライナ侵攻により、先行きの成長下振れ懸念が強まっております。

我が国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により厳しい状況が継続しました。ワクチン接種が進み、経済活動の回復が期待されましたが、新型コロナウイルスの変異株であるオミクロン株の感染拡大により、依然として先行き不透明な状態が続いております。

このような状況下、当社グループにおいて、新型コロナウイルス感染症の影響は一部ありましたが、ウクライナ問題の影響はなく、計測・制御分野が好調なため売上高が増加しました。

また、部品入手難による影響は、顧客との連携を強化し、生産情報を早期に入手して先行手配していたため、大きな影響は出ておりません。

この結果、当連結会計年度における業績は、売上高3,922百万円（前年同期比22.5%増）、営業利益537百万円（前年同期比80.1%増）、経常利益529百万円（前年同期比76.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は345百万円（前年同期比72.5%増）となりました。

営業品目の応用分野別売上の概況は、次のとおりであります。

通信・放送

当分野は、通信・放送・電力関連装置の制御部を設計・製造・販売しております。放送・電力関連は堅調に推移しましたが、通信関連はスマートフォン用5Gやブロードバンド用10Gbpsのエリアを拡大するための通信インフラ増強計画が、半導体の入手難による生産調整を行ったため進行せず、ブロードバンド用1Gbps通信装置の生産終息による減少を補うことができませんでした。この結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比151百万円(38.6%)減の241百万円となり、売上構成比率は前年同期の12.3%から6.2%となりました。

電子応用

当分野は、HPC(スーパーコンピュータ)・医療関連装置の制御部を設計・製造・販売しております。新型コロナウイルス感染症に対する各国の経済対策の効果により、米国や中国を中心に医療機器への投資が再開され、欧州も緩やかに回復基調に入りました。この結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比121百万円(42.1%)増の412百万円となり、売上構成比率は前年同期の9.1%から10.5%となりました。

計測・制御

当分野は、半導体関連装置・検査装置・FA(ファクトリーオートメーション)関連装置の制御部を設計・製造・販売しております。当社の主力である半導体製造装置市場は、新型コロナウイルス感染症の影響により、民生機器向けや車載関連向けの生産が落ち込んだ一方、データセンターや5G関連が堅調に推移し、世界的な半導体の供給不足を背景に大手半導体メーカーやファウンドリが大幅な増産体制を構築するため、次世代プロセス関連やメモリ向け半導体製造装置への設備投資が加速しました。当社グループもその影響により、売上高が大幅に増加しました。この結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比745百万円(41.1%)増の2,560百万円となり、売上構成比率は前年同期の56.7%から65.3%となりました。

交通関連

当分野は、鉄道・信号・ITS(高度道路交通システム、ETC等)関連装置の制御部を設計・製造・販売しております。新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により、移動制限の影響で業績が悪化した鉄道会社の設備投資の延期や、海外向け鉄道関連の入札延期、設置工事の遅延がありました。この結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比10百万円(1.8%)減の554百万円となり、売上構成比率は前年同期の17.6%から14.1%となりました。

防衛・その他

当分野は、防衛用のレーダーや通信機器の制御部を設計・製造・販売しており、当連結会計年度の売上高は前年同期比14百万円(10.4%)増の153百万円となり、売上構成比率は前年同期の4.3%から3.9%となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、5,913千円であり、主な設備投資の状況は以下のとおりであります。

(単位：千円)

資産の種類	名称	金額
工具器具及び備品	耐環境試験機	2,880
ソフトウェア	3DCAD	1,532

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきまして、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大の影響により大幅に活動が制限された過年度の状況からは改善の兆しがありますが、度重なる新型コロナウイルス感染症による行動制限等、先行き不透明な状況が続くと考えております。また、ウクライナ問題や米中貿易摩擦等の政治的対立によるグローバル経済への影響も懸念されます。

そのような中、当社グループの環境として、半導体製造装置向け製品を中心とした生産量増加のトレンドは継続すると予測しているものの、他の分野においては回復判断が難しく、状況によっては注文の偏りにより一時的に生産能力を圧迫することが考えられます。

上記を踏まえ、当社グループは、購買、設計、製造、検査等の各プロセスにおいて効率向上、能力アップを図り、原価低減、短納期化、高品質化への対応を進めてまいります。また、部材調達については入手困難な状況が継続すると考えられるため、サプライチェーンマネジメントを強化するとともに、顧客と一層連携して部材手配の早期着手に対応してまいります。納期、品質に関しては、生産能力、検査能力の向上を図り、納期の短縮や品質の更なる向上を実現していく計画です。

また、経済環境等の変化に対しては、生産拠点としての中国の子会社である蘇州惠普電子有限公司や中国をはじめ海外からの高品質・低価格の部材調達ルートを臨機応変に活用してまいります。

一方で、より一層の事業拡大のためには、バックプレーンをコアに、モジュールボードや周辺デバイスを含めたシステム提案や組立・配線等を含めた受託範囲の拡大、高付加価値化が不可欠と考えております。そのため、システムソリューション事業部（上野事業所）のボード開発・設計ノウハウを活用しつつ、従来以上に幅広いユーザーとのパートナーシップを強化し、受注領域の拡大を進めてまいります。

また、環境問題に対する対応も企業間取引において重要な課題と認識しております。当社グループにおいてもこの対応の一環として環境マネジメントプログラムISO14001の再認証を取得し、このプログラムの維持を通じて、環境問題への取組みを継続、強化し、環境保全に対応した製品づくりを推進してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第46期	第47期	第48期	第49期 (当連結会計年度)
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	3,309,196	3,183,476	3,202,326	3,922,491
経常利益	388,176	303,818	300,798	529,862
親会社株主に帰属する 当期純利益	261,243	200,350	200,166	345,385
1株当たり 当期純利益	185円75銭	146円66銭	135円75銭	228円89銭
総資産	4,101,457	4,197,598	4,582,361	5,184,553
純資産	2,905,520	3,087,025	3,448,039	3,791,647
1株当たり純資産	2,126円87銭	2,259円74銭	2,285円02銭	2,512円73銭

(注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均株式数に基づき算出しております。

(注)2. 当連結会計年度につきましては、前記「(1)事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(注)3. 第47期、第48期及び第49期（当連結会計年度）の連結計算書類につきましては、会社法第444条第4項の規定に基づき監査役会と会計監査人（太陽有限責任監査法人）の監査を受けております。また、第46期につきましては、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づき算定した各数値を記載しております。各数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

(注)4. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日公表分）等を第49期の期首から適用しています。

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区分	第46期	第47期	第48期	第49期 (当事業年度)
	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売上高	3,181,454	3,103,033	3,141,843	3,788,919
経常利益	369,367	287,262	290,001	496,141
当期純利益	252,652	186,986	191,657	317,659
1株当たり 当期純利益	179円64銭	136円88銭	129円98銭	210円51銭
総資産	4,030,482	4,120,484	4,509,732	5,029,900
純資産	2,853,542	3,026,196	3,376,254	3,665,827
1株当たり純資産	2,088円82銭	2,215円21銭	2,237円45銭	2,429円35銭

(注)1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を除く期中平均株式数に基づき算出しております。

(注)2. 第47期、第48期及び第49期（当事業年度）の計算書類につきましては、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき会計監査人（太陽有限責任監査法人）の監査を受けております。また、第46期につきましては、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき算定した各数値を記載しております。各数値は金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の監査を受けております。

(注)3. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日公表分）等を第49期の期首から適用しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はありません。

②子会社の状況

名称	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
蘇州惠普聯電子有限公司	82,000	100	産業用電子機器部品・工業用コンピュータの製造

(7) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは産業用コンピュータのバックプレーン、バスラック、システムシャーシ、ボードコンピュータの設計・製造・販売を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

① 当社

名称	所在地
本社・八王子事業所	東京都八王子市
入間事業所	埼玉県入間市
大阪事業所	大阪府大阪市東淀川区
上野事業所	東京都荒川区

② 子会社

名称	所在地
蘇州惠普聯電子有限公司	中華人民共和国江蘇省蘇州市

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
116名	5名増

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者、再雇用者は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
98名	4名増	44.0歳	11.9年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者、再雇用者は含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	28,019千円

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 6,140,000株
 (2) 発行済株式の総数 1,508,974株（自己株式27,026株を除く）
 (3) 株主数 968名
 (4) 大株主（上位10位）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
上村 正人	500,700	33.18
カーム有限会社	250,000	16.57
小林 寛子	60,000	3.98
熊谷 尚登	50,000	3.31
エブレン社員持株会	42,072	2.79
菊水電子工業株式会社	30,000	1.99
大橋 達也	30,000	1.99
MSIP CLIENT SECURITIES	28,700	1.90
上村 和人	23,500	1.56
上村 宏子	23,500	1.56
上村 愛	23,500	1.56

(注) 持株比率は自己株式（27,026株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況等
上村 正人	代表取締役社長	蘇州惠普聯電子有限公司 執行董事 カーム有限会社取締役
清水 旬	取締役（営業本部長）	
上村 和人	取締役（経営企画部長）	
田中 猛	取締役（管理部長）	
仲山 典邦	取締役（事業本部長）	
伊沢 雅夫	取締役（非常勤）	
熊谷 尚登	監査役（常勤）	
鈴木 秀孝	監査役（非常勤）	鈴木公認会計士事務所代表
徳永 博久	監査役（非常勤）	内幸町国際総合法律事務所パートナー 弁護士

(注)1. 取締役伊沢雅夫氏は、社外取締役であります。

(注)2. 監査役鈴木秀孝、同 徳永博久の両氏は、社外監査役であります。

(注)3. 監査役鈴木秀孝氏が兼職している重要な兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

(注)4. 監査役徳永博久氏が兼職している重要な兼職先と当社との間には、重要な関係はありません。

(注)5. 監査役鈴木秀孝氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(注)6. 当社は、取締役伊沢雅夫氏、監査役鈴木秀孝氏、監査役徳永博久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(注)7. 当事業年度中の異動
該当事項はありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役伊沢雅夫、並びに監査役熊谷尚登、鈴木秀孝及び徳永博久の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者として、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としています。
- ・当該契約の保険料は特約部分も含め全額会社負担とし、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (うち社外 取締役)	51,894 (1,960)	32,880 (1,560)	10,800 (400)	8,214 (—)	6 (1)
監査役 (うち社外 監査役)	12,500 (4,400)	11,600 (4,400)	— (—)	900 (—)	3 (2)

(注)1. 業績連動報酬は、2021年支給の役員賞与（事前確定届出給与）であります。

(注)2. 監査役（うち社外監査役）の基本報酬には、役員賞与（事前確定届出給与）が監査役600千円、社外監査役800千円含まれております。

(注)3. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。

(注)4. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む。）30,405千円を支給しております。

①取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、以下の決定方針を2021年2月15日及び2021年10月15日の取締役会において、決議をしております。

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、取締役の報酬は、(1) 固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）、及び、(2)

業績連動報酬等により構成し、それらの合計総額は、株主総会で決議した報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内とする。

ロ. 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、株主総会で決議された報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内で、役位、職責、在任年数に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、株主総会で決議された報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内で、各事業年度の連結経常利益の実績値に応じて算出された額を、取締役に対する賞与として決定するものとする。

その支給時期は、従業員に対する賞与の支給時期と同一時期とする。

当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた業績指標と実績は、次のとおりであります。48期（2021年3月期）連結経常利益目標値314,429千円に対して、48期連結経常利益の実績値は、300,798千円でした。

二. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会（ホ.の委任を受けた代表取締役社長）は、株主総会で決議された報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内で、取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等＝3：1とする。

（注）業績連動報酬等は、役員賞与である。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役の個人別の報酬額については、当社取締役会決議に基づき、当社代表取締役社長が、その具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた賞与の評価配分とする。この権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しながら、各取締役の担当事業を評価するには、代表取締役社長による評価配分決定が最も適していると考えられるからである。

当社取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、株主総会で

決議された報酬等総額（役員賞与を含む。）の限度額以内で、報酬総額（賞与総額を含む）を決議するものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該決議の内容に従って決定をしなければならないこととする。

当期の取締役の報酬に関しては、報酬等の決定を委任された代表取締役社長上村正人より呈示された報酬等の額が、報酬等の種類ごとの比率、基本報酬：業績連動報酬等＝3：1であり、株主総会で承認された報酬等総額の限度額内であることを取締役会が確認し決定していることから、その内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の賞与を含めた取締役報酬等総額は、2020年6月30日の第47期定時株主総会において年額1億30百万円（取締役6名）を上限とすると決議いただいております。

また、取締役の報酬等総額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まないものとしております。

監査役の賞与を含めた監査役報酬等総額は、2020年6月30日の第47期定時株主総会において年額20百万円（監査役3名）を上限とすると決議いただいております。

当社は監査役の報酬等の総額を株主総会において定め、各監査役への配分については、監査役の協議により決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	主な活動状況
取締役	伊沢 雅夫	100% (19回/19回)	—	取締役会に出席し、上場会社の役員としての経験から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。前職で同業種である菊水電子工業株式会社において常務取締役を務め、技術分野で培われた豊富な知見及び経験等を有しており、社外取締役とし独立した立場から、取締役会等において実践的な視点からの確かつ有意義な助言を行っております。
監査役	鈴木 秀孝	100% (19回/19回)	100% (15回/15回)	取締役会及び監査役会に出席し、公認会計士としての専門的な見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。
監査役	徳永 博久	100% (19回/19回)	100% (15回/15回)	取締役会及び監査役会に出席し、弁護士としての専門的な見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

太陽有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金額その他の財産上の利益の合計額	18,000千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(注)2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出の根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。なお、監査役会は会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任若しくは不再任の決定を行います。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

当社グループ（グループとは、エブレン株式会社、蘇州惠普聯電子有限公司）が会社法及び会社法施行規則に基づき取締役会において決議した、業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人を対象とする行動規範として「エブレングループ 行動規範」を定め、その周知徹底を図るとともに、取締役及び使用人は、自らが主体的に法令、定款、社会的規範等を遵守し業務の遂行に当たります。

当社の監査役は、法令に定める取締役会への出席のほか、各会議体からの会議結果及び各

事業部からの活動が報告される経営会議に出席し、コンプライアンスの観点から必要かつ有効な助言を行っております。

また、監査役は、必要に応じて取締役及び使用人から報告を受けるとともに、会計監査人に対し監査に関する報告を求めています。

このほか、内部監査を担当する内部監査室は、「内部監査規程」に基づき、業務のモニタリング等を実施し、コンプライアンスの実効性を確保しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「稟議規程」等に基づき、取締役の業務執行に係る事項を、取締役会又は稟議手続をもって、その重要性の度合に応じて決議又は決裁し、記録を残しております。

取締役会議事録、稟議書、決算に関する計算書類、重要な契約書等、取締役の職務の執行に係る重要書類については、各法令で定める期間保管するものとし、監査役からの閲覧の要請に備えるものとしております。

(3) 損失の危険に対処する体制

当社は、経営に重大な影響を及ぼすリスクを迅速に認識し、その情報を共有するため、取締役及び監査役等によって構成する経営会議を開催（緊急を要する場合はWEB会議で対応）し、リスクの評価とその対応を検討しております。また、不測の事態が発生した場合には、顧問弁護士を含む外部のアドバイザーと共に、迅速かつ適切な対応を行い、損失の拡大を防止し、損害を最小限に止める体制を整えております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、法定事項や経営に関する重要事項を決定しております。

当社は、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等の社内規程を整備し、各役職者の権限と責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務が行われる体制を構築しております。

また、年度事業計画、中期事業計画の進捗状況や各会議体、各事業部の毎月の動向が経営会議で報告され、是正施策等の検討、決定が行われる体制としております。

(5) 企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」により、経営状態や業務の状況等を常に的確に把握するために子会社から必要な書類や資料の提出を求めるとともに、内部監査室による監査を原則毎年実施しております。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人及びその独立性に関する事項

現在、監査役が必要とする場合は、監査役の業務補助のため使用人を配置することとし、その人事については、取締役会と監査役会が意見交換を行うこととしております。また、使用人が監査役を補助する間は、取締役からの独立性を確保しております。

(7) 監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、必要に応じて監査役以外の者を出席させ、報告と意見を求めることができることとし、これにより監査役会に出席する取締役、その他の使用人は監査役会に対し監査役会が求めた事項について説明しなければならないこととしております。

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議に出席し、決議又は報告事項について意見を述べることであります。また、全ての稟議書を閲覧し、必要に応じ、取締役又は使用人から説明や意見を求めております。

なお、監査役と代表取締役社長、会計監査人及び内部監査部門等との定期的な意見交換会を設定し、監査の実効性を確保しております。

上記の業務の適正を確保するための体制の基本方針に基づく運用の状況は、次のとおりであります。

当社グループは、「経営理念」を掲げ、この「経営理念」の下、当社の利害関係者に対して、誠実な企業活動を行うための行動規範として「エブレングループ 行動規範」を制定し、当社及び当社の子会社を含めて規範の実践を推進しております。

取締役会は、6名の取締役（うち社外取締役1名）で構成し、原則として月1回、又、必要に応じて適宜開催し、取締役会規程にのっとり法定決議事項及び経営上重要な事項を審議・決議し、取締役（代表取締役社長を含む）の業務執行を監督しております。

当社の経営企画部は子会社の業務について指導、監督を行い、その状況を経営会議に報告、協議しております。

また、子会社は重要な経営事項の意思決定に当たっては当社に承認を得るとともに、経営会議に報告を行っております。

内部監査部門である内部監査室は、法令及び社内規程等の遵守状況について監査を行っております。

監査状況については、代表取締役社長に報告を行うとともに、監査役にも適宜報告を行っております。

（本事業報告中の記載数字は金額及び数量については記載数値未満を切り捨て、比率については記載数値未満を四捨五入表示しております。）

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,907,139	流 動 負 債	1,018,878
現金及び預金	1,749,139	支払手形及び買掛金	705,208
受取手形及び売掛金	817,553	短期借入金	18,000
電子記録債権	226,673	1年内返済予定の長期借入金	10,019
商品及び製品	131,428	未払法人税等	147,594
仕掛品	248,872	賞与引当金	57,120
原材料及び貯蔵品	675,186	受注損失引当金	1,441
その他	58,284	その他	79,494
固 定 資 産	1,277,413	固 定 負 債	374,027
有形固定資産	888,711	役員退職慰労引当金	204,714
建物及び構築物	156,250	退職給付に係る負債	169,312
機械装置及び運搬具	14,380	負 債 合 計	1,392,906
土地	711,239	純 資 産 の 部	
その他	6,841	株 主 資 本	3,743,071
無形固定資産	4,855	資 本 金	143,010
投資その他の資産	383,846	資 本 剰 余 金	136,999
投資有価証券	10,192	利 益 剰 余 金	3,489,042
繰延税金資産	75,706	自 己 株 式	△25,981
保険積立金	281,441	その他の包括利益累計額	48,576
その他	16,505	その他有価証券評価差額金	2,926
		為替換算調整勘定	45,650
資 産 合 計	5,184,553	純 資 産 合 計	3,791,647
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,184,553

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,922,491
売上原価	2,994,852
売上総利益	927,639
販売費及び一般管理費	389,984
営業利益	537,654
営業外収益	
受取利息	100
受取配当金	500
助成金収入	529
保険解約返戻金	5,222
その他	798
	7,151
営業外費用	
支払利息	298
為替差損	14,643
その他	0
	14,942
経常利益	529,862
特別損失	
固定資産除却損	100
	100
税金等調整前当期純利益	529,762
法人税、住民税及び事業税	190,976
法人税等調整額	△6,599
当期純利益	345,385
親会社株主に帰属する当期純利益	345,385

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2021年4月1日残高	143,010	136,999	3,170,818	△25,981	3,424,847
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△27,161		△27,161
親会社株主に帰属する 当期純利益			345,385		345,385
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	318,223	—	318,223
2022年3月31日残高	143,010	136,999	3,489,042	△25,981	3,743,071

	その他の包括利益累計額			純 資 産 合 計
	その他有価 証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括 利益累計額 合 計	
2021年4月1日残高	3,294	19,897	23,192	3,448,039
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△27,161
親会社株主に帰属する 当期純利益				345,385
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△368	25,752	25,383	25,383
連結会計年度中の変動額合計	△368	25,752	25,383	343,607
2022年3月31日残高	2,926	45,650	48,576	3,791,647

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(連結注記表)

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 1社
 連結子会社の名称…………… 蘇州惠普聯電子有限公司

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

蘇州惠普聯電子有限公司の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。ただし、1月1日から連結決算日3月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの… 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は下記の評価方法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

商品及び製品、仕掛品

注文品……………個別法

標準品……………総平均法

原材料……………総平均法

貯蔵品……………最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産…………… 定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。
在外連結子会社については定額法を採用しております。
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 15～50年
- ② 無形固定資産…………… 自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金…………… 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金…………… 従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③ 受注損失引当金…………… 未出荷受注品のうち、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金…………… 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- ① 重要な外貨建ての資産又は負債の本邦通貨への換算の基準
外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。
- ② 退職給付に係る会計処理の方法
従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資金の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定は簡便法によっております。
- ③ 収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以

下のとおりであります。

商品又は製品に対する支配は引き渡し時に顧客に移転し、その時点で履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

(5) 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

①会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。

②連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

①会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

②連結計算書類の主な項目に対する影響額

連結計算書類に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

定期預金	100,000千円
建物	121,955千円
土地	711,239千円
計	933,195千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	18,000千円
1年内返済予定の長期借入金	10,019千円
計	28,019千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 531,768千円

3. 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	18,000千円
差引額	82,000千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	1,536,000株	—	—	1,536,000株

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 期末の株式数
普通株式	27,026株	—	—	27,026株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月22日 定時株主総会	普通 株式	27,161	18.00	2021年 3月31日	2021年 6月23日

(2) 配当金支払額基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2022年6月22日開催予定の第49期定時株主総会の議案として、次のとおり付議いたします。

株式の 種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
普通 株式	利益 剰余金	33,197	22.00	2022年3月31日	2022年6月23日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余剰資金は安全性の高い金融商品で運用し、資金調達は銀行借入を用いる方針です。

投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。しかし、当社グループの営業債権の貸倒実績は非常に低い状況です。当該リスクに関しては、必要に応じて信用調査等をする体制としております。

投資有価証券である株式等は、取引銀行関連のものであり、定期的に時価を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は、営業取引に係る資金調達であります。長期借入金は、投資資金や手元流動性を確保するために調達したものです。変動金利の借入金は、金利変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、毎月、資金繰表及びキャッシュ・フロー計算書を作成し、リスクの継続的な把握と管理を実施しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形及び売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、短期借入金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 投資有価証券 その他有価証券	10,192	10,192	—
(2) 長期借入金	(10,019)	(10,019)	—

※ 負債に計上しているものについては、() で示しております。

(注1) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	10,019	—	—	—	—	—

(1 株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,512円73銭

1株当たり当期純利益 228円89銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	3,664,316	流 動 負 債	990,045
現金及び預金	1,597,191	支払手形	504,462
受取手形	364,456	買掛金	187,447
電子記録債権	226,673	短期借入金	18,000
商品及び製品	407,264	1年内返済予定の長期借入金	10,019
仕掛品	129,674	未払金	17,866
材料及び貯蔵品	248,870	未払費用	31,944
前払費用	635,853	未払法人税等	146,751
その他	36,157	預り金	8,414
	18,173	賞与引当金	50,721
		受注損失引当金	1,441
		その他	12,977
固 定 資 産	1,365,584	固 定 負 債	374,027
有形固定資産	885,184	退職給付引当金	169,312
建物	155,617	役員退職慰労引当金	204,714
構築物	632		
機械及び装置	12,121	負 債 合 計	1,364,073
車両運搬具	0	純 資 産 の 部	
工具器具及び備品	5,573	株 主 資 本	3,662,900
土地	711,239	資 本 金	143,010
		資 本 剰 余 金	136,999
無形固定資産	4,000	資 本 準 備 金	95,448
ソフトウェア	3,026	そ の 他 資 本 剰 余 金	41,551
その他	974	利 益 剰 余 金	3,408,871
投資その他の資産	476,398	利 益 準 備 金	15,275
投資有価証券	10,192	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,393,596
関係会社出資金	82,000	別 途 積 立 金	3,072,000
長期前払費用	292	繰 越 利 益 剰 余 金	321,596
繰延税金資産	86,622	自 己 株 式	△25,981
保険積立金	281,441	評 価 ・ 換 算 差 額 等	2,926
その他	15,849	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,926
資 産 合 計	5,029,900	純 資 産 合 計	3,665,827
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	5,029,900

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	3,788,919
売上原価	2,940,003
売上総利益	848,915
販売費及び一般管理費	355,929
営業利益	492,986
営業外収益	
受取利息	9
受取配当金	500
助成金収入	426
保険解約返戻金	5,222
その他	780
	6,939
営業外費用	
支払利息	298
為替差損	3,485
その他	0
	3,784
経常利益	496,141
税引前当期純利益	496,141
法人税、住民税及び事業税	189,431
法人税等調整額	△10,950
当期純利益	317,659

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主資本等変動計算書

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2021年4月1日残高	143,010	95,448	41,551	136,999
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した当期首残高	143,010	95,448	41,551	136,999
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
別途積立金の積立				
当期純利益				
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2022年3月31日残高	143,010	95,448	41,551	136,999

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		利益剰余金合計
	別 途 積 立 金	繰越利益剰余金		
2021年4月1日残高	15,275	2,872,000	231,655	3,118,930
会計方針の変更による累積的影響額			△556	△556
会計方針の変更を反映した当期首残高	15,275	2,872,000	231,098	3,118,373
事業年度中の変動額				
剰余金の配当			△27,161	△27,161
別途積立金の積立		200,000	△200,000	—
当期純利益			317,659	317,659
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	200,000	90,497	290,497
2022年3月31日残高	15,275	3,072,000	321,596	3,408,871

	株 主 資 本		評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
2021年4月1日残高	△25,981	3,372,959	3,294	3,376,254
会計方針の変更による累積的影響額		△556		△556
会計方針の変更を反映した当期首残高	△25,981	3,372,402	3,294	3,375,697
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△27,161		△27,161
別途積立金の積立		—		—
当期純利益		317,659		317,659
株主資本以外の項目の事業年度 中の変動額（純額）			△368	△368
事業年度中の変動額合計	—	290,497	△368	290,129
2022年3月31日残高	△25,981	3,662,900	2,926	3,665,827

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

(個別注記表)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は下記の評価方法に基づく原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下による簿価切下げの方法）を採用しております。

①商品及び製品、仕掛品

注文品……………個別法

標準品……………総平均法

②原材料……………総平均法

③貯蔵品……………最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法（1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15～50年

工具器具及び備品 2～6年

(2) 無形固定資産……………自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 受注損失引当金……………未出荷受注品のうち、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものについて、その損失見込額を計上しております。
- (4) 退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定に当たり、小規模企業等における簡便法を採用しております。
- (5) 役員退職慰労引当金……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

商品又は製品に対する支配は引き渡し時に顧客に移転し、その時点で履行義務が充足されますが、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

①会計方針の変更の内容及び理由

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、製品の国内の販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

②計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度の売上高は22,564千円減少し、売上原価は22,461千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ103千円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は556千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高が556千円減少しております。

（時価の算定に関する会計基準等の適用）

①会計方針の変更の内容及び理由

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

②計算書類の主な項目に対する影響額

計算書類に与える影響はありません。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は次のとおりであります。

定期預金	100,000千円
建物	121,955千円
土地	711,239千円
計	933,195千円

担保付債務は次のとおりであります。

短期借入金	18,000千円
1年内返済予定の長期借入金	10,019千円
計	28,019千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 505,848千円

3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く）

短期金銭債権	6,380千円
短期金銭債務	8,380千円

4. 当座貸越契約

当社は運転資金の効率的かつ安定的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

当事業年度末における当座貸越契約に係る借入実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	100,000千円
借入実行残高	18,000千円
差引額	82,000千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業取引による取引高

売上高 29,140千円

仕入高 100,683千円

営業取引以外の取引による取引高 一千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 期末の株式数
普通株式	27,026株	—	—	27,026株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

役員退職慰労引当金 62,683千円

退職給付引当金 51,843

棚卸資産評価損 11,301

賞与引当金 15,530

その他 10,172

繰延税金資産小計 151,531

評価性引当額 Δ 62,683

繰延税金資産合計 88,848

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金 Δ 1,291

その他 Δ 933

繰延税金負債合計 Δ 2,225

繰延税金資産の純額 86,622

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

(単位：千円)

種類	会社名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	蘇州惠普聯電子有限公司	所直 有接 100%	材料の提供 製品等の仕入 役員の兼任	材料の 販売 (注)	29,140	売掛金 未収入金	4,161 2,219
				製品等 の仕入 (注)	100,683	買掛金	8,380

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 2,429円35銭
1株当たり当期純利益 210円51銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

エブレン株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹原 玄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉江 俊志	印

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エブレン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エブレン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2022年5月18日

エブレン株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	竹原 玄	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉江 俊志	印

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エブレン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

エブレン株式会社 監査役会

常勤監査役	熊谷 尚登	印
社外監査役	鈴木 秀孝	印
社外監査役	徳永 博久	印

以 上

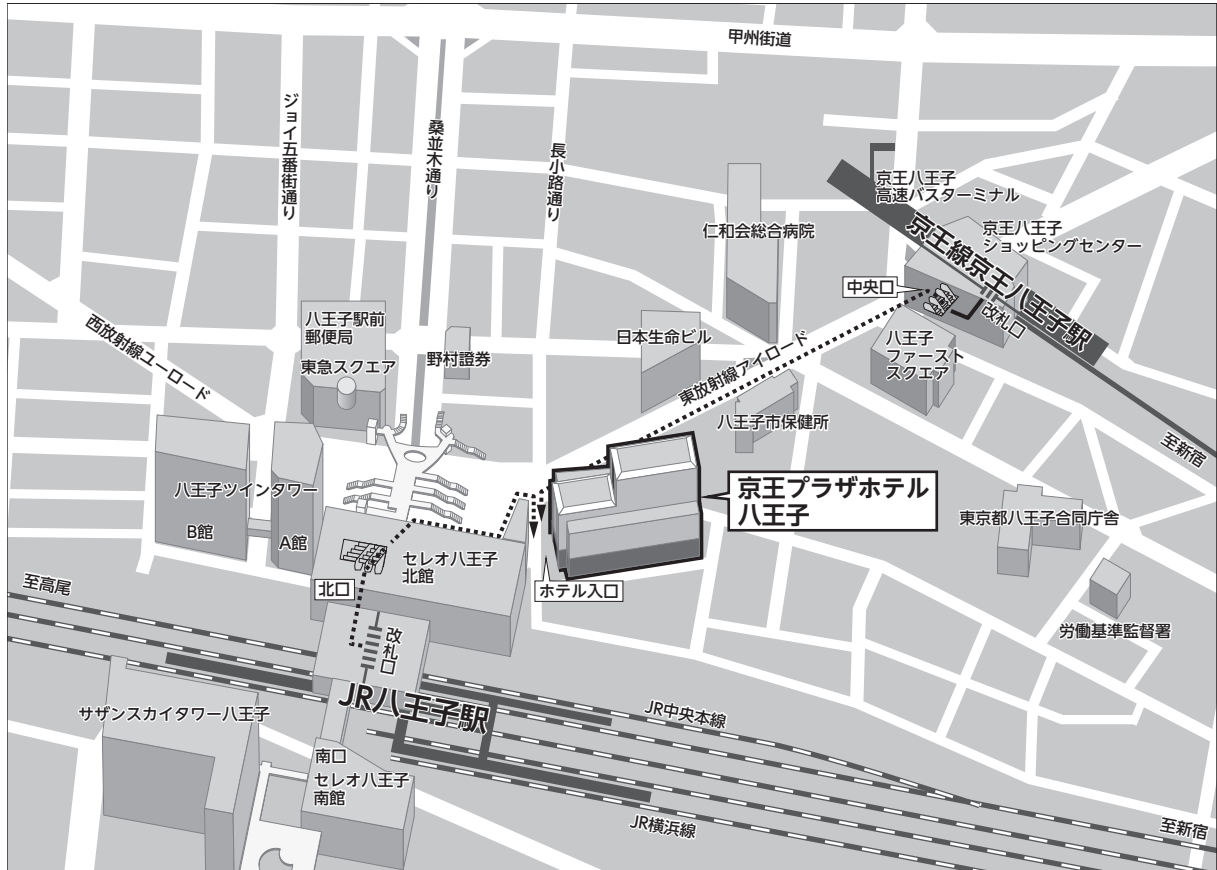
株主総会会場 ご案内図

会場：東京都八王子市旭町14番1号

京王プラザホテル八王子 4階「錦」

☎ 042-656-3111

*株主総会ご来場時のお土産、懇談会は予定しておりません。



交通：JR中央線八王子駅北口より徒歩3分

* 駅改札口を出て、右側50m先階段を1階に降り、右方向(案内図矢印方向)へおいで下さい。

* JR中央線八王子駅は、JR中央線快速にて新宿駅から約50分です。

京王線京王八王子駅中央口より徒歩5分

* 駅改札口を出て、右側階段を1階に上り、左方向(案内図矢印方向)へおいで下さい。

* 京王線京王八王子駅は、京王線特急にて新宿駅から約50分です。

*お車でおいでいただく場合、当社専用の駐車スペースは、ございません。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。